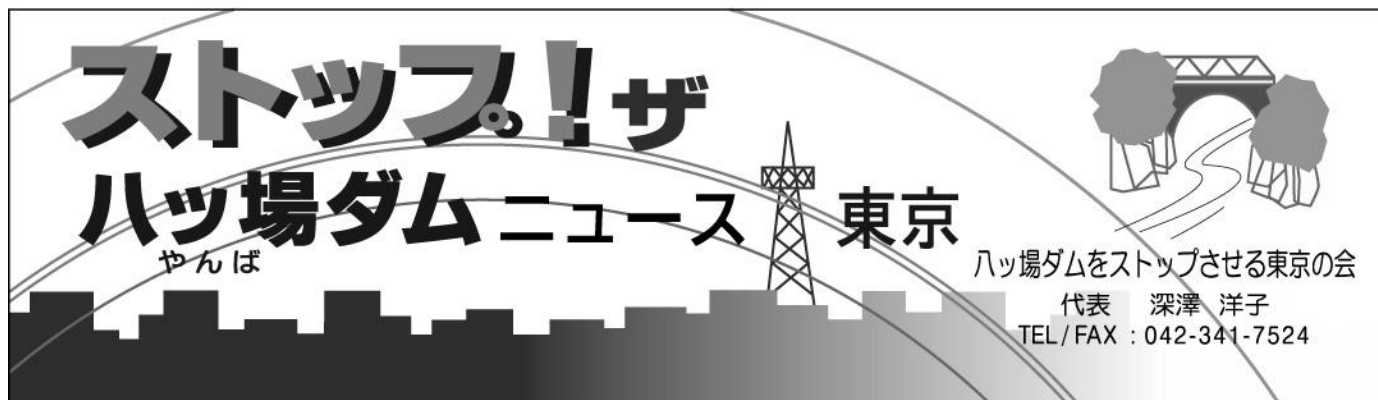




私たちは最高裁に上告しました！

間違いだらけの高裁判決—事案の異なる判例を引き、事実評価は手抜き

弁護士 高橋 利明

先の東京高裁判決は、ハッ場ダムが東京都にとって「仮に『著しく利益を受ける』ものでないと認められる余地があるとしても、これが明白であるとは認められないのであって、」といって、住民の主張を退けた。結論は控訴棄却である。住民訴訟で、ここまで立証のレベルを引き上げるならば、国の事業で地方自治体が負担金を支出する事業では、どんなにでたらめな事業でも公金の支出差止め訴訟は有名無実のものとなる。引用判例の選択は意図的であり、到底、許容できるものではない。

1 ハッ場ダムの負担金等支出差止め訴訟のあらまし

- (1) この住民訴訟の基本的な請求の趣旨は、東京都に対し、国が施行するハッ場ダム建設工事に関して、特定多目的ダム法7条に基づく建設負担金の支出の差止を求め、また、河川法63条に基づく受益者負担金の支出の差止を求めるものである。
- (2) この支出の違法の理由は、利水の関係では、東京都の水需要はこの20年来減少の一途をたどっており水余りの現象が続いているので、東京都のハッ場ダム使用权設定申請は取下げるべきであり建設負担金の支出は無用の違法な支出である、とするものである。
- (3) そして、治水の関係では、受益者負担金は、河川法63条が定めるところにより東京都がハッ場ダムによって「著しい利益を受ける」場合に負担すべき義務が発生するのだが、カスリーン台風が再来しても、国土交通省が喧伝するように八斗島地点に毎秒2万2000m³という大洪水は来襲せず、また、同洪水時の江戸川における洪水位の水位低減効果は「数センチメートル」に過ぎず、あるかなしなのであるから受益者負担金の支払い義務を負うものではない、とするものである。
- (4) そして、利水の建設負担金にしても、治水の受益者負担金にしても、国からの請求手続は、国土交通大臣が発する納付通知によって行われるのであるが、住民の訴訟上の基本的な主張は、ハッ場ダム計画そのものの取消を求めているものではなく、また「納付通知」自体の違法性を理由にするものではなかった。あくまでも、東京都の施策として、東京都にとって不要・無用の同ダムの建設費を負担することは地方財政法規上許されないことであると主張してきたのである。

2 3月29日の東京高裁判決

これに対して東京高裁判決は、この訴訟での争点を国土交通大臣が発した「納付通知」が違法であるか否かであると設定し、とりわけて、その違法性は、「行為の外形上違法ないし瑕疵が一見看取できるものでなければならない」とまでその要件を加重した。次に引いた判示は、利水の建設負担金に関するものであるが、治水の受益者負担金についても同様で(52～53頁)、東京都は納付通知に対して審査義務は負わ

ないとした上で、次のように判示した。

「国土交通大臣による上記納付通知について重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるなど、当該納付通知が著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、これを尊重してその内容に応じた被控訴人水道局長による建設費負担金の支出が違法であるということとはできないと解するのが相当である。そして、その違法ないし瑕疵が明白であるというためには、行為の外形上違法ないし瑕疵が一見看取できるものでなければならぬと解される（最高裁昭和41年（行ツ）第52号同44年2月6日第一小法廷判決・集民94号233頁）。」とした（判決27頁）。

3 何重にも誤っている東京高裁判決

本判決は何重にも誤りを犯している。

- (1) まず、国土交通大臣の納付通知が違法か否かは別にして、東京都にとって不要・無用な建設資金を支出するのは地方財政法に違反することは明らかであり、また、河川法63条では、河川管理施設等の構築により沿川自治体が「著しい利益を受ける」場合にのみ負担義務が生ずるのであるから、この存否こそが訴訟の主要テーマとならなければならないのである。
- (2) そうであるのに、判決は、本件訴訟には最高裁平成4年12月15日判決、いわゆる一日校長事件判決が適用されるとし（判決25頁、40頁）、争点は、専ら、支出の原因行為たる国土交通大臣の納付通知に「重大かつ明白な違法ないし瑕疵」がある否かであるとした。その上さらに、上記のとおり、昭和44年判決を引いて、「その違法ないし瑕疵が明白であるというためには、行為の外形上違法ないし瑕疵が一見看取できるものでなければならぬ」という条件を加重した。
- (3) しかし、判決が引用する一日校長事件判決の事案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、地方自治体の長は、独立した機関としての教育委員会の有する権限内容にまで介入し得ないとされている制度の下で、同委員会が行った処分に伴う財務会計上の措置を採るべきとされた事案である。こうした特別法により首長の支配・関与が制約されている特殊な分野の事案であって、国の公共事業に關しての建設負担金や受益者負担金の支出の当否が問われる事案とは次元を異にする先例である。一日校長事件判決は先例として引用し得る判例ではないのである。この出発点の違いが判決の判断の誤りの根源にあるのである。
- (4) そして、上記の昭和44年の最高裁判決は、法人税の課税処分の無効を争った事案であり、原告（納税者）が課税処分の無効を主張するのであれば、「瑕疵の明白とは処分の外形上客観的に処分庁の誤認が一見看取できるものでなければならぬ」とされたものであって、この事案も本件の先例となる判例ではないことは明白である。
- (5) 判決は、上記の事案の異なる判例を引いて住民に厳しい判断基準を取り込むのと裏腹に、地方自治体には、「納付通知に基づく負担を是正解消し得る権限」は、一般的には存在しないと判示しているがその根拠法令は示されていない（判決41～42頁）。地方自治体は国の指示や処分には、ただ従うだけだとの判断が当初から無条件に設定されているのである。
- (6) このような法律構成をとっているから、住民側の利水、治水関係の事実主張を排斥する仕方も乱暴である。20年間下がり続けた水需要が今後V字回復するとか、人口が減少しても水需要が減らないという計画を批判しても、都の水道事業計画は「直ちに合理性を欠くものとは認められない。」として排斥する。そして、治水関係では、利根川の上流部の改修がなされていず改修計画もないのであるから、カスリーン台風が再来しても八斗島には2万2000m³の洪水が襲うことはないとの主張に対しては判断を回避する。そして、日本学術会議の検証作業や有識者会議の審議作業を記述して、おしなべて、「重大かつ外形上一見して看取できるような明白な違法ないし瑕疵があるなど、著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」が存在するとは言えないとの判示で締めくくるのである（判決53頁）。冒頭引用の判示部分（判決52頁）もその一例である

本件訴訟の法的な枠組みを決める最高裁判例の引用は意図的で誤り。住民等が主張した事実の評価については手抜き。本判決を最高裁で断罪しなければならない。

不当判決に接して

東京高裁は、今度こそ控訴人の主張に耳を傾け、踏み込んだ判断基準のもとに判決を下してほしい——と一縷の望みを抱いていた。にもかかわらず「…却下する」「…棄却する」というすげない宣告に接して、頭の中は真っ白になってしまった。「不当判決は認めない!!」と叫びたい気持ちを抑えるのに必死だった。

ふりかえれば、2009年、政権交代が起こり、ことによると政治決断によってハッ場ダム中止が実現するかもしれないという時期もあった。控訴を取り下げる選択もありかと一瞬誰もが期待したものの、その後の経過は周知の通りで、現在に至っている。この間、一審判決の争点解明のために、積み重ねられた立証作業に費やされた時間と労力に対して、心から弁護団に敬意を表したい。

かたや原告の私たちも現地見学会や院内集会、衆参両院の議員有志への働きかけを重ね、国交省主催の公聴会やパブコメに積極的に参加し、ハッ場ダムの不要性を主張してきた。

判決文を読むと、嶋津さんや関先生の利水上や治水上の主張や意見書の内容はことごとく「…著しく不合理であるとは認めがたい」と一蹴されてしまっているのには、驚くばかりだ。その一方で、日本学術会議の行った検証結果については第三者的で独立性の高い学術的な機関によるものとして全面的に採用しているの



▲撮影：まさのあつこ

である。東京都による過大な水需要予測に対しても同様な判断基準を示している。費用対効果6.3と算定したハッ場ダム検証の報告に対しても然りである。これこそ権威主義以外の何ものでもない。

いわゆる「一日校長事件」の最高裁判決。大竹たかし裁判長は、この判決の適用範囲を不当に拡大し、地方自治体の国に対する独立性を無視している。

この流れを止めない限り、司法による行政へのチェック機能が働かない。ムダな公共事業をすすめる行政に対して私たちの貴重な税金のムダ遣いをこれ以上認めるわけにはいかない。

私たちは直ちに上告し、他県の控訴人とともに最後まで闘っていきたい。(田中清子)

新聞記事のスクリーンショット。見出しは「ハッ場ダム東京訴訟 二審も住民敗訴」「原告側、上告の意向」「無駄な公共事業の奨励」。

記事本文の一部：「ハッ場ダムへの公営出資を止めよう」という住民の訴えに対し、東京高裁は「原告側の主張は、原告側の主張を再考し、原告側は『無駄な公共事業の奨励』と認定し、上訴を認めない」と判断した。原告側は「不当判決」として上告する意向を示している。

記事本文の一部：「裁判所の存在意義ない」原告側は、判決の存在意義を疑問視している。原告側は「裁判所の存在意義を疑問視している」と述べている。

記事本文の一部：「都勝訴、要当判決」と評価。原告側は、判決を「要当判決」と評価している。原告側は「判決を『要当判決』と評価している」と述べている。

各地の裁判日程

★印＝傍聴しましょう！

埼玉	4月23日(火)	午後3時30分	東京高裁	第24民事部	(進行協議)
栃木	5月16日(木)	午後3時00分	東京高裁	第4民事部	(弁論準備)
★茨城	5月21日(火)	午後3時30分	東京高裁	口頭弁論	825号法廷
群馬	5月21日(火)	午後2時30分	東京高裁	第11民事部	(進行協議)
★千葉	6月3日(月)	午後2時15分	東京高裁	口頭弁論	424号法廷
★栃木	6月20日(月)	午後3時00分	東京高裁	口頭弁論	817号法廷

臨戦態勢下での利根川・江戸川河川整備計画策定

2012年9月11日、国交省は利根川河川整備計画の策定再開4ヶ月で、本省の森北佳昭治水課長と泊宏河川計画調整室長を関東地方整備局長・同局河川部長として送り込んだ。「河川整備計画は地方整備局マター」の立て前を崩さぬ形で、本省思惑通りの整備計画を策定することを狙ったのである。それは、本省の関東地方整備局（以下、関東地整）不信であると同時に、政権与党民主党内も含めた、ハッ場ダム事業反対勢力に対する、「ハッ場ダム事業推進貫徹」のための臨戦態勢の確立である。その実態はそれ以降の策定手続き進捗状況で見て取ることが出来る。

利根川水系河川整備計画策定作業が始まったのは2006年11月。工事実施基本計画を河川整備基本方針と河川整備計画に分離した1997年の河川法改正から9年遅れのことであった。ハッ場ダム事業はその上位計画である利根川水系整備計画を策定して位置付ける必要があった。

利根川水系河川整備基本方針が2006年2月14日に策定され、それを受けて、関東地整は直ちに河川整備計画原案策定のための流域住民からの意見聴取、有識者会議の設置・開催等の作業に入った。しかし有識者会議は2008年5月23日の第4回有識者会議を以て何故か中断され、2012年9月25日になって五つの有識者会議のうち、利根川・江戸川有識者会議のみが再開された。

その4ヶ月前、突如、2012年5月に関東地整は「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量に関する意見募集を実施した。整備計画策定作業の再開である。流域住民は「何故、整備目標流量への意見募集が真っ先なのか。ハッ場ダムありきだ。」と抗議した。応募意見は「整備目標流量を先に決めることのおかしさ」、「安全度1/70～1/80、流量17,000m³/秒」を批判する意見が圧倒していた。

本省はこの事態を「厳しい状況」と捉えたのであろう。2012年9月11日に上記の臨戦態勢を敷いた。

第5回有識者会議が4年ぶりに9月25日に開催された。委員構成は民主党からの強い要望で大熊孝氏・関良基氏、両氏に対応する形で学術会議「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」（以下、分科会）で委員長を務めた小池俊雄氏が追加されていた。事務局・関東地整は「この場は有識者の皆さんからご意見を伺う場であって、物事を決める場ではありません」との断りを付けるようになった。それから矢継ぎ早に4回、有識者会議を開催したが、大熊孝氏・関良基氏が目標流量（安全率1/70～1/80）17,000m³/秒の計算モデルに科学的根拠がないことを追及した。このモデルは分科会が妥当とした昭和22年カスリーン台風の再現計算流量21,200m³/秒を求めたモデルである。この追及に対し、小池氏はカスリーン台風の計算流量21,200m³/秒と、同洪水の実績流量15,000～17,000 m³/秒との乖離を科学的に説明することは出来なかった。それ故、小池氏の説明は説得力を欠き、有識者会議での論議は一步も動かなくなった。関東地整は次回の有識者会議を予告しながらも連続9回開催をドタキャンした。これまた突如、2013年1月29日に利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(原案)を公表した。もちろん安全率1/70～1/80、17,000 m³/秒で、ハッ場ダム事業を盛込んでいる。この原案に対するパブコメと公聴会を実施したが、そこで出された意見を公開することもなく、また、有識者会議を2月8日に再開したものの、実質的論議が終わらないうちに3月18日に打ち切りを宣言、整備計画策定に向けて動き出している。5ブロックの内、利根川・江戸川という本川ブロックの整備計画を先行して策定すること自体、利根川水系の今後30年の設計図としての科学的整合性を失っている。

河川整備計画は河川管理者の独断で川のあり方を決めていたことの反省がもとで、河川法に盛込まれた。利根川ではハッ場ダム事業を同計画に位置付けることが法的に義務付けられている。国交省は同事業遂行を貫徹するがために臨戦態勢を敷いた。臨戦態勢下で策定される利根川・江戸川河川整備計画は、流域住民の安全を保証することもなく、環境への配慮もない計画である。関東地整が、多摩川水系河川整備計画を流域住民との合意形成の下で策定した本来の関東地整に戻ることを心から期待する。（遠藤保男）

猪瀬直樹東京都知事へ、あしたの会から要請書を提出

ハッ場あしたの会東京支部は、4月26日、斉藤あつし民主党都議の仲立ちにより、都知事との面談を求める要請書を、知事秘書に直接手渡す予定です。要請書は、知事が「日本国の研究」(文芸春秋、1997 年刊)の中で、「長良川河口堰―「水」とは何か 特殊法人の落とし子」という章をもうけ、水源開発事業が抱える構造的な問題について詳しく論じていることを指摘、次のように訴えています。さて、猪瀬さんの反応は？

地元の方々には可能性の薄いダム湖観光に期待をつなぐしかない状況にありますが、水没予定地一帯を自然と歴史のフィールドミュージアムとして整備すれば、多くの観光客が東京からも訪れ、地域が本来の力を取り戻して蘇ることでしょう。不要なダムを長年地元へ押しつけ、何世代にもわたり犠牲を強いてきたことは、ダム予定地住民と都民との間に大きな溝をつくることになりました。東京都が率先して対立の構図から抜け出し、地域の再生に貢献することを私たちは願っています。熊本県の潮谷前知事、鳥取県の片山前知事、滋賀県の嘉田知事など全国各地の知事が、ダム事業の見直し、ダム予定地の再生事業に取り組んできました。こうした地方の取り組みが、これまでの硬直した国の河川行政に風穴をあけてきました。ハッ場ダム事業は国の事業ですが、東京都が撤退すればダム事業の見直しにつながります。公共事業の問題に造詣の深い猪瀬知事が変革の先頭に立てられることを、多くの都民が願っています。

報 告

◆4月22日利根川堤防の現地見学会&堤防学習会

見学会はハッ場ダムを考える一都五県議会議員の会と利根川流域市民委員会の共催で、共産党の塩川鉄也衆議院議員を通して国交省に依頼し、利根川上流河川事務所長自らがのご案内となりました。冷たい強風が吹く中、平成13年9月洪水の漏水発生地点（埼玉県加須市）、34兆円の最大被害想定地点、カスリーン台風決壊地点（現在はスーパー堤防）を見学。

午後は市民プラザかそで、嶋津暉之さんが「利根川の河川整備計画の問題点、堤防の現状と強化策」、まさのあつこさんがTRD工法（堤防内の土とセメントを巨大な掘削機で攪拌して連続壁を造る工法）について解説、意見交換しました。各地の参加者から、身近な堤防をめぐる様々な懸念、意見が出され、「河川整備計画は本来、こうして現場をよく知る人たちが平場で意見をぶつけ合って作っていくべきもの」というまさのさんのコメントに一同大きくうなずきました。参加者は群馬、埼玉、千葉の県議会議員・市議会議員11人（民主、共産、市民ネット）を含む、のべ32人。この成果をぜひ各地の議会で生かしていただきたいと思います。



▲大利根河川防災ステーション（スーパー堤防上）で記念撮影



▲会場からの質問に答える左から飯島博さん、二平章さん、嶋津暉之さん

◆4月23日院内集会

「利根川水系河川整備計画を市民の視点で！Part I ウナギが生息する利根川を取り戻そう」

夕方5時から2時間余り、30余名の参加者を得て参議院議員会館で開催され、茨城大学地域総合研究所の二平章さんが「ウナギの生態と激減の経緯」、嶋津さんが「利根川河川整備計画」、アサザ基金の飯島博さんが「ウナギを取り戻す逆水門の柔軟運用」について熱のこもったお話。霞ヶ浦で地域おこしに取り組む飯島さんから、「市民の手で全国のウナギ調査を実施しよう」と、次につながる提案もありました。（深澤）

===ハッ場ダムをストップさせる東京の会 第9回総会 報告===

2013年2月2日（土）午後2時開会 於：豊島区生活産業プラザ

寒い中、体調不良の会員も多く、参加者は19名。「今後どのように関心と呼び覚ましていくか」「ハッダム撤退を裁判以外の方法でも追求していかなくては」等の議論を経て、議案は全て承認されました。

また、高橋利明弁護士長、初鹿明博・前衆議院議員、斉藤あつし・都議会議員にご挨拶いただき、多くの励ましとヒントをいただきました。

総会後には、嶋津暉之さんの報告「ハッ場ダム問題の現状と見通し」、遠藤保男さんの報告「都の水道行政の問題点、特に過大な水需要予測がもたらす弊害」を聞いて勉強し、今後の活動に備えました。

3月末、最低の判決を受け、最高裁への上告というステージに上がったことはご存知の通りです。引き続きのご支援とご協力、よろしくお願いいたします。（深澤）

2012 年度活動報告

昨年は利根川水系河川整備計画の策定作業が再開されました。2006～2008年にかけて行われた前回の策定作業では利根川水系の河川ごとに5つの有識者会議が設置され、計画全体について議論した上で、パブリックコメント・公聴会を行いました。関東地整は今回、有識者会議を開く前に、まず整備計画が目指す治水安全度と目標流量だけを切り離してパブリックコメントを行いました（昨年5月末～6月末）。しかも、前回策定時より安全度も目標流量も引き上げ、ハッ場ダムの治水上の必要性を作り出しやすくしています。さらに、9月末から再開された有識者会議は、利根川本川に関わる利根川・江戸川有識者会議だけで、支川の4つの有識者会議は全く開かれる気配がありません。これは、2011年末の官房長官裁定によりハッ場ダム本体着工の条件とされた「利根川水系に関わる河川整備計画の早期策定」を、水系全体ではなく本川のための計画に矮小化し、手っ取り早くクリアしようともくろむものでした。

こうした動きに対し、私たちはパブリックコメントの提出を広く呼びかけ、結果として100件近くの意見のうちの9割が、関東地整の治水安全度と目標流量の案を批判するものでした。また、民主党ハッ場議連を通した強力な働きかけにより、ダム行政に批判的な委員2名が有識者会議に加わったことから、3回開かれた会議では、基本高水（河川整備計画の上位計画の目標流量）の根拠に厳しい科学的な批判が浴びせられ、東京新聞でも繰り返し大きく報道されました。そのせいか、以降予定されていた会議が連続9回キャンセルされるという異常事態になっています。

にもかかわらず、この1月29日、国交省は突然、河川整備基本計画の原案を発表しました。いっさいの批判を顧みない、国交省の思惑通りの案で、ハッ場ダム建設も位置づけられています。同日発表された新年度予算案にもハッ場ダム本体関連工事が計上されていますが、本体工事そのものは計上されませんでした。太田国交大臣は、「（民主党の官房長官裁定に）縛られるものではない。（ダムの）早期完成を目指す」と述べていますが、利根川水系（全体の）河川整備基本計画が策定されないまま、ハッ場ダム本体工事を始めるのは、1997年の河川法改正の趣旨を無視する違法行為に等しいことです。一方で、一昨年のダム検証の過程で明らかにされたように、事業費増額・工期延長（完成は2020年以降）による4回目の計画変更は確実です。計画変更となれば、都県議会の同意が必要で、再び大きな反発や議論を引き起こすでしょう。「ハッ場ダム早期完成」はいまだ画餅にすぎません。

本体着工のもう一つの条件であった「生活再建支援法の国会提出」はいったん実現しましたが、衆議院解散により審議もされないまま廃案になっています。政局に関わりなく、民主的・科学的な河川整備計画の策定を追求すること、ダム中止後の生活再建支援法を整備することは、河川行政の抜本的な改革に不可欠です。

控訴審では6月に最初の口頭弁論が開かれ、8月に原告側証人2名の尋問が行われました。しかし、証人申請していた他の7名について全員却下されたため、即刻裁判官忌避を申し立てました。残念ながら最高裁への特別抗告も却下され、12月末の法廷で、8年間の立証活動の一つの締めくくりとして、6人の弁護士さんたちによる熱い弁論が展開されました。そして大竹たかし裁判長は今年3月29日の判決を告げました。3回の大法廷はいずれも傍聴者でほぼ満席でした。「これで勝てなきゃ嘘だよ」というのが、控訴人、代理人、傍聴人全員の理性的な判断であり、正直な思いです。

他団体との連携では、河川整備計画の策定再開に呼応して、利根川流域市民委員会も再結成したことから、再結成集会、利根川見学会、有識者会議への要請書提出、傍聴などに協力しました。今年1月の環境の視点から利根川を考えるシンポジウムでは、利根川の本来の自然の豊かさ、その危機的現状に目を開かされました。ハッ場あしたの会のシンポジウムでは、地滑りの危険性の他、水没予定地の遺跡の重要性をクローズアップすることができました。利根川やダム予定地が秘める真の価値を知ること、元氣と希望を与えられました。そして、無駄な公共事業の問題に取り組む多くの団体と共に、2月と11月に院内集会を開き、土建国家の再来はゴメンだ！と訴えました。

都議会への働きかけはあまりできませんでしたが、昨年末の都知事選では、ハッ場ダムに関するアンケートを実施し、「ハッ場ダム見直し」を明言した候補を有志で応援しました。衆議院選も含め、結果は大変残念なものとなり、ハッ場ダムの問題に熱心に取り組んでくださった議員さんたちが多く落選したことは、私たちにとっても大きな痛手と言えます。

昨年度は裁判やイベントのお知らせのため、ニュースを5回発行し、裁判傍聴の呼びかけ葉書も一度発送しました。宛先は会員中心に絞りました。メールやホームページでの情報発信にも努めました。昨年末、選挙戦最中に開催した提訴8周年集会は100名近くの参加者を得て、五十嵐敬喜さんが「公共事業は止められるか?」、関良基さんが「利根川・江戸川有識者会議の欺瞞」と題し、焦眉の問題を熱く語りました。テーマ別の弁護士さんたちの解説、地域ごとの活動報告からは、私たちの運動の広がりや深まりを再確認することができました。

2012 年度決算報告

自 2012 年 1 月 1 日～至 12 月 31 日

収 入		支 出	
前期繰越金		ニュースレター等発送費	248,122
現金	50,518	印刷紙代	31,869
立替金	8,113	代表費	12,000
郵便貯金	104,358	裁判説明会場費	19,110
会費		総会会場費	12,285
現金	60,000	小 計	323,386
振込	191,700		
売上金	9,500	次期繰越金	
カンパ	6,000	現金	13,094
雑収入	462	郵便貯金	94,171
合 計	430,651	合 計	430,651

上記の通り相違ありませんでした。

2013 年 / 月 - 日

会計監査

角 早 桐 (角)

2013 年度活動方針

高裁判決が3月29日に決まり、厳しい結果が予想されています。また、12月の総選挙で政権が自公に再交代し、懸念していた通り、八ッ場ダム建設強行の動きが強まっています。私たちは、首都圏最大の水余りを抱える東京都が八ッ場ダム事業から撤退することを、たゆまず求めていきます。そして、利根川流域市民委員会に協力し、民主的・科学的な議論が尽くされ、八ッ場ダム建設を含まない河川整備計画が策定されるためにあらゆる努力を傾注します。

他県のストップさせる会、八ッ場あしたの会などと連携して、政治への働きかけや世論を喚起する働きかけを続けます。特に、6月の都議会議員選挙、7月の参議院議員選挙で、候補者に対してアピールし、政治的状況の転換を目指します。

<活動計画>

① 都政への働きかけ

- ・ 昨年12月に当選した猪瀬知事にあらためて八ッ場ダム問題を訴えます。
- ・ 都議会議員選挙候補者に対してアンケートを実施する等、八ッ場ダム問題をアピールし、「八ッ場ダム見直し」を明言する候補を有志で応援します。
- ・ 2012年3月に策定された水道施設再構築基本構想で、水需要予測は、前回03年時の予測と同様過大なものとなっています。これに対して引き続き不合理であることを主張していくと同時に、水道施設についても過大な設備投資になるため、問題点を明らかにしていきます。

② 国政への働きかけ

- ・ 参議院議員選挙で、候補者や政党に八ッ場ダム問題をアピールし、「八ッ場ダム見直し」を明言する候補を有志で応援します。
- ・ 河川整備計画策定に対して、有識者会議への働きかけを続け、公開討論を求めるとともに、利根川流域市民委員会の市民案づくりに参加します。

③ 広報、学習会

- ・ 原則として会員のみを対象に、ニュースを年4回発行しますが、そのうち1回程度、関係者全員に送ります。郵送費を軽減するため、葉書、メール、メーリングリスト、ファックスの活用を図ります。
- ・ 他の5県のストップさせる会をはじめ、八ッ場あしたの会、水源開発問題全国連絡会、多摩の地下水を守る会など、関連する他団体と連携して、イベント、現地見学会、学習会等を開催します。適宜、チラシ撒き、街頭宣伝を行います。
- ・ 公共事業に巣食う利権集団（ムラ）の解体を目指し、原発を始めとする無駄な公共事業に反対する他の市民団体と広く連携し、臨機応変に抗議行動、抗議集会を企画、実行していきます。

役員選出

代表：深澤洋子 事務局：苗村洋子、川合利恵子、水野眞喜子 会計：田中清子 広報：懸樋哲夫

会計監査：角早桐

幹事：梅沢みどり、岩本博子、谷合周三、只野靖、高橋利明、大河原雅子、八木昭子、小山美香、佐々木貴子、指田みゆき、遠藤保男、西島和、田巻誠、佐藤守、都甲公子

「異論無視して利根川・江戸川河川整備計画(案)公表」

ウナギ院内集会の翌4月24日、原案について根本的な疑問がいくつも提起されていたにもかかわらず、関東地方整備局はそれを無視して利根川・江戸川河川整備計画(案)を公表。河川法による手続きとしては、この後、河川整備計画(案)について関係都県知事の意見を聴き、意見が出されたら、計画策定となります。しかし策定されたら終わり、ではありません。「河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するもの」とされています。私たちは、利根川の河川整備計画の市民案を提案して、計画の変更を求めていきたいと考えています。(深澤)

お知らせ



「公共事業の前に司法は無力か？」

ハッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！」

日 時：6月1日(土) 午後1:30～4:30

会 場：豊島区生活産業プラザ(エコとしま) 8階多目的ホール
(池袋駅より7分)

参加費：500円

* 解説「間違いだらけの高裁判決」

— 事案の異なる判例を引き、事実評価は手抜き —
ハッ場ダム住民訴訟弁護団

* 講演「司法行政からみた裁判官～裁判官だって出世したい！」

講師：西川伸一 明治大学教授

* 報告「ハッ場ダム事業でゆがめられる利根川の河川整備計画」

嶋津暉之 利根川流域市民委員会共同代表

* 声明「高裁不当判決に抗議し、最高裁での審理を要求する！」

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

主催：ハッ場ダムをストップさせる東京の会

都議選アンケートを実施します

当会では、6月23日の都議会議員選挙を前に、各会派対象の「ハッ場ダムに関するアンケート」を実施する予定です。集計結果は、6月14日の告示直前にハッ場ダム訴訟やあしたの会のHPにアップします。ハッ場ダムは更なる事業費増額や計画延長が確実で、その計画変更の際には都議会の議決が必要になります。どのように対応する考えか確認しますので、ぜひ投票の参考にしてください。



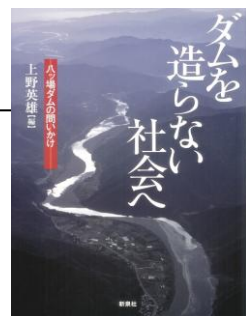
本の紹介



「ダムを造らない社会へ・ハッ場ダムの問いかけ」

上野英雄【編】、新泉社 2013年2月刊、232頁、2100円

ハッ場ダム建設問題に関わった学者、市民ら22人が書いた本が出版されました。長い闘いの中で一旦は「建設中止」が決定したのに、どうしてまた建設へと覆っていったのか、宮本博司さんらにより国交省のダム推進の構造、手法等の裏側もよくわかり、大熊孝さんの堰についての自然観にも共感できます。闘った人たちだからこそ、全編筋が通っていて、ストップハッ場の運動史として読み通すことができる本です。(懸樋)



◇会費納入・カンパのお願い

私たちの活動は、みなさまの会費、カンパで支えられています。ご協力をお願いします。
会費：1000円/年 振替：00120-8-629740 ハッ場ダムをストップさせる東京の会

